

# 青森県内中小企業者への協力金

● 法人 30万円

● 個人事業主 20万円

区 分	要件等
1 対象となる方	<p>① 休業要請等の期間全日にわたり、休業要請及び協力依頼に御協力いただいた県内中小企業者（法人・個人事業主）</p> <p>※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと</p> <p>② 4月28日以前に開業しており、営業の実態があること</p>
2 特記事項	<p>① 食事提供施設については、「休業」又は「夜8時から翌朝5時の間の営業を自粛するとともに夜7時以降の酒類の提供を自粛」することにより、「三つの密」を避けるに協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>② ホテル・旅館については、「宿泊部門の休業」により、往来抑制・外出自粛の取組に協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。</p>
3 休業要請等の期間等 (参考)	<p>① 期 間 令和2年4月29日（水）から5月6日（水）まで</p> <p>② 地 域 青森県全域</p>

お問い合わせ先：青森県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 事前相談窓口

電話番号：017-734-9158（受付時間 午前9時～午後5時 土日祝日含む）

※ 相談開始は26日（日）午前9時からとなります。

※ 後日、コールセンターを開設する予定です。